

# 岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2245

2013年

8月22日

8/9の雫石・矢巾・紫波での豪雨での被災に対する自然災害共済等の問い合わせは、最寄りの書記局へ

## 13 県人勸情報 - ①

# 人事委員長あて「要請書」提出

## 県人事委員会勧告に向け取り組みスタート

県地方公務員共闘会議（議長：豊巻浩也・岩教組委員長）は、8月21日、県人事委員会に対し、県人事委員会勧告に係る要請書を提出した。

要請行動では、地公共闘から12項目にわたる要請内容を説明し、県人事委員会佐藤事務局長に対し、現時点での見解を求めた。

要請行動では、地公共闘事務局長（県職労・小田嶋書記長）から要請項目の説明を行い、特に、組合員からの改善要望の声が多い『自己負担』の解消について、「新幹線通勤者が月当たり数万円の持ち出しに苦しんでいる。加えて、燃料費の高騰により、自家用車での通勤者の負担が増しており、生活は極めて厳しい。改善勧告を求めると強く要請を行った。

これに対し、県人事委員会の佐藤事務局長は、「現在は、民間給与実態調査データの整理・分析に着手したところで、状況を話せる段階ではないが、他県の動向等を注視しながら適正な勧告ができるよう作業を進める」「今回の要請内容は、（23日に開催予定の）人事委員会において、委員の皆さんに報告させていただく」と回答した。



人事委員会佐藤事務局長（右）に対して  
要請書を提出する地公共闘上田副議長（左）

地公共闘は、今回の要請書提出によって秋の人事委員会勧告に向けた取り組みをスタートさせた。昨年の一時的な金削減に加え、退職手当引き下げ、7月からの給与削減と、私たちの生活改悪が続いている。県職労は、組合員の生活水準の維持のため、今後の県人勸・秋季確定闘争に全力をあげる。

## 2013県人事委員会勧告に係る要請書の要請内容(全12項目)

- 1 2013年度の給与改定における公民較差の配分のあり方等については、生活水準の維持確保や本年7月からの給与削減の現実を十分に踏まえるとともに、県職員給与が東日本大震災からの経済復興に与える影響を考慮し、月例給及び一時金の維持・改善を行うこと。
- 2 本年7月からの給与削減は、政府による強要及び一方的な地方交付税減額を背景とした、人勧制度によらない不当な削減であることから、労働基本権制約の代償機関たる人事委員会として報告等において県当局への指摘等を行うこと。
- 3 高齢層の昇給抑制及び現給保障廃止については、労使において慎重な検討が進められている段階であることから、早期実施を促す不要な干渉を行わないこと。
- 4 すべての在職者が定年まで昇給が可能となるよう、号給を延長すること。特に、最高号給者の解消と教育職員など級構成が簡素な職員への対応を早急に実施すること。
- 5 可処分所得が減少する中で、本県における特殊事情や地域・職場の実情を踏まえつつ、職員の自己負担の解消につながる諸手当の改善勧告を行うこと。
- 6 地方公務員の標準的給与の確立に向けた取り組みを行うこと。そのため、全国人事委員会連合会の体制・機能の強化や人事委員会相互の連携方策等について、職員組合との意見交換を進めること。
- 7 東日本大震災からの復興へ全国から多くの応援職員が派遣されていることに鑑み、夏季休暇の増日や、子育て支援としての学校行事にかかる休暇制度の新設など、休暇制度の改善に努めること。
- 8 恒常的な超過勤務を縮減することを目的に、改正労働基準法で努力義務とされた1か月の時間外勤務45時間超60時間までの超過勤務手当の割増率を引き上げる勧告を行うこと。また、「不払い残業」の一掃、変則・交替制勤務職場における労働時間短縮、在庁時間の削減目標の策定など超過勤務縮減の具体策を示すこと。
- 9 雇用と年金の確実な接続の形態として「65歳までの段階的定年延長」を見据えながら、当面の間、希望者全員の再任用制度を早期に確立するとともに、退職時給与の8割水準を確保すること。
- 10 非常勤・臨時採用職員の処遇改善、安定雇用に関して、職員組合との交渉・協議と合意に基づき、人事委員会として積極的な対応を行うこと。
- 11 メンタルヘルス対策をはじめ、健康管理体制と労働安全衛生体制の拡充を図るとともに、人事委員会の労働基準監督権限を適正に発揮すること。
- 12 実効あるセクシュアルハラスメント対策を実施すること。また、パワーハラスメントの防止策としての「定義付け」を含めた対応を早急に措置すること。